

引上げ分に係る地方消費税収の使途について

平成27年4月1日から消費税率（国・地方）が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分について、使途を明確化（社会保障施策に要する経費への充当）することとされています。

下記のとおり、地方消費税交付金の社会保障財源分につきましては、令和4年度太良町一般会計予算において社会保障施策へ充当しています。

(歳入) 地方消費税交付金 187,917 千円
 うち社会保障財源分 109,448 千円

(歳出) 235,845 千円

(単位：千円)

事業名		経費	財源				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他		
社会福祉	子どもの医療費助成	23,650	4,570			19,080	消費税交付金 (社会保障財源化分) 12,000
社会保険	杵藤広域圏組合負担金 (介護保険費)	191,374				191,374	83,448
保健衛生	定期予防接種委託料	20,821	134		6,000	14,687	14,000
合計		235,845	4,704		6,000	225,141	109,448